

グループホームにおけるいわゆる介護従事者の「ユニット専従」について、(有)フルライフとしては疑問をもっており、そのことについて横浜市介護事業指導課にいただきました。

それに関連して、以下2点掲載いたします。

- (1) 当法人からの「質問および要望書」(2025年4月23日付 郵便にて送付)
- (2) (1)にたいする横浜市からの回答書(日付なし…6月2日頃郵便着)

当法人職員だけでなく、同業の事業所の皆さんにもご一読願いたいと思っています。

なお、ご質問・ご意見などがありましたら、以下までご連絡ください。

TEL:045-828-5045

関口携帯電話:090-8315-8572

FAX:045-828-5046

2025年6月4日

(有)フルライフ

代表取締役 関口 尚登

質問および要望書

横浜市健康福祉局 介護事業指導課 様

高齢者グループホーム 人員基準について

2025 年 4 月 23 日

有限会社フルライフ

代表取締役 関口尚登

横浜市戸塚区柏尾町 1029-1

TEL:045-828-5045

携帯:090-8315-8572

〔Ⅰ〕 横浜市の「グループホーム 運営の手引き」にある人員基準について、当法人から質問および要望があります。「人員基準」のうち「介護従事者」にかんしてです。そこでは以下のような行(くだり)があります。

「本市における介護従事者の配置の考え方は次の通りです。(平成 20 年9月 19 日健事第 269 号:49 ページ参照)

条例第 125 条第2項の規定に基づき、利用者の精神安定面、家庭的な雰囲気の中での生活等の観点から、介護従事者は、ユニットごとに専従で配置することが望ましいと考えています。この点を留意していただき、原則、介護従事者はユニットごとに専従で配置してください。」(強調・アンダーラインは当法人。)

〔Ⅱ〕 率直に申しあげて、「原則」「専従で配置してください」という表現は相当に強く厳しい表現であるとわれわれは受けとめています。その前段の「望ましい」という一見ソフトな表現から始まっているにもかかわらず、後段では実質上指示であるかのような表現がとられています。実質上専従配置を怠ることはあたかも法令違反であるかのようなニュアンスさえ滲み出ている、と感じるのははたしてわが法人だけでしょうか。

〔Ⅲ〕 ユニットケアの意義

長年福祉に携わっているわが法人にとっては、いわゆるユニットケアの意義は重々承知のことです。典型的には特別養護老人ホームにおいて「多床室＝従来型」介護からユニット型介護へと転換すべきという構想が――スウェーデンなどの諸国に学びつつ――1990 年代から練られ、およそ 2002 年から実際にその転換が進められてきました。介護老人保健施設やグループホームでもそのユニットケアの発想および方式が導入されてきました。

「地元扎根し」「個人のプライバシーを尊重し」「家庭的な雰囲気」で介護するという発想および方式は、福祉の世界におけるひとつの「パラダイムシフトの転換」とも言うべきものであ

り、その重要性和意義ははかりしれない、とわが法人も考えております。

〔Ⅳ〕われわれの見解

とはいえ、「地元根ざし」「個人のプライバシーを尊重し」「家庭的な雰囲気」という理念と「介護従事者のユニット専属」という指針とが、ここでは直結されてしまっていないでしょ
うか。A ユニットの職員が B ユニットの介護に携わることが、はたして上記の崇高な理念を踏
みにじることになるのでしょうか？

「介護従事者のユニット専属」は上記**理念＝目的**を実現するための**ひとつの方途＝手段**と
して位置づけるべきであって・さらにその手段選択にあたっての条件も考察すべきです。に
もかかわらず、「介護従事者のユニット専属」をいつでも・どこでも絶対的な基準とするよう位
置づけてしまうならば明らかに無理が生じます。

なぜならば、現段階の状況は、介護労働者の確保そのものがままならぬ状態であるからで
す。3 対 1 の介護配置基準を満たすことさえ厳しい状況さえあります。むろん当法人のとりく
みに問題が集積しているのならばともかく、現下の労働者不足は、社会全体を覆いつくす労
働力不足という社会状況に大きく決定づけられており・福祉業界の低報酬を根本的な原因と
した低賃金状況にも大きく規定されているのです。そうした状況下で、適用条件ぬきに・また
は例外なしにこのような「ユニット専属」が義務化されることに、われわれは大いなる疑問を抱
きます。

いやそれだけではなく、硬直した・無理な手段設定と強要は、崇高な理念＝目的そのもの
の価値を損ない、かえってその実現不能におとしめることにもつながりかねません。

〔Ⅴ〕周辺的なことがらをいくつか述べさせていただくならば、以下の諸点もわれわれの疑
問および意見にとって一種の傍証となるのではないかと――もしそれが言い過ぎであるならば、
その疑問・意見に決して無理がないことを浮き彫りにしているのではないかと――と考えていま
す。

- (1) 他の自治体のグループホーム運営の手引きには、横浜市のような「ユニット専属」指示の
ような表現が見つからないことが決して少なくないこと。厚木市にせよ、町田市にせよ、箱
根町にせよ…インターネットでのぞくかぎり、横浜市のように明記している自治体はごく少
ないのではと認識しています。
- (2) また、たとえば、グループホーム敷地に小規模多機能型居宅介護事業所など他の業務
形態が併設されている場合には、業務遂行に支障がないのであれば、両事業所に所属
(ダブルワーク)している介護従事者が行き来することが否定されたという事例は聞いたこと
がないこと。にもかかわらずグループホームのユニット間の行き来だけは否定されていま
す。事実、件(くだん)の文面では「ユニットごとに専従」というようにグループホームに限定
した表現がとられています。なんとも奇妙な不整合。これでは、横浜市が述べる「利用者
の精神安定面、家庭的な雰囲気」に照らしてという理由づけが、きわめて説得力に乏しい
ものになります。
- (3) かつては、食材買物も調理も調理場所もユニットごとに分化すべきという指導が横浜市

からもなされていましたが、そのような制約は現在ではとりはらわれていること。当法人のある施設ではグループホーム事業所2ユニットと小規模多機能型居宅介護事業所の食事をひとつの厨房で調理することが許容されているほどです。入所者と一緒に食事をつくる試みが認知症予防や家族的介護の実施にとって重要であることはわれわれも十二分に理解しています。けれどもそれがかなわないほどに現段階は入所者が重度化し、お看取りさえも位置づけている事業所もあるのです。当方のグループホームもその例外ではありません。このことは、年月の推移とともにユニット(ケア)のあり方も変化してきているということの証左であり、こうした観点から介護従事者の配置についても見直すべきではないでしょうか。

(4) 当法人だけでなく、同様の疑問を抱くグループホーム事業所が複数存在すること。

〔VI〕 質問および要望を整理いたします。

- (1) なぜ横浜市は「家庭的な雰囲気介護」などの理念の遵守 と「介護従事者のユニット専従」 とを直接的に結びつけるのでしょうか？
- (2) ユニットへの介護従事者の配置として「ユニット専従」を原則とするあまり、 やむを得ない状況下で他のユニットへの応援・移動なども否定するつもりでしょうか？ また、そのような場合でも指導事例として設定するつもりなののでしょうか？（事実相模原市のように、「ユニットごとに介護従事者を固定配置していなかった」という指導事例があった旨が運営の手引きに記録されています。）

文書にてご回答をお願いいたします。

〔補足〕 今回のこのテーマは運営事業所にとって、決して軽い問題ではありません。また、他の法人仲間も同様の疑問を抱いているところが少なくありません。この質問・要望書にかんしては当法人のホームページにて公表し、広く意見を募っていく所存です。

有限会社フルライフ

代表取締役 関口 尚登 様

平素より、横浜市の福祉行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

令和7年4月23日に手紙にてご指摘いただきました、「R6 グループホーム運営の手引(令和6年9月版)」内の、「基準で定められていないユニットでの専従」に関する点について、以下の通り回答します。

本市としては、健事第269号(平成20年9月19日発)に記載の、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第90条および第103条第2項に基づき、利用者様の精神的安定と家庭的な雰囲気重視し、介護従事者をユニットごとに専従で配置することが望ましいと考えています。

基準第90条では、ユニットごとに常勤換算での配置基準を満たすように配置することが規定されており、基準第103条第2項では、利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従事者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮するべきとされています。これらの趣旨を鑑み、本市でも介護従事者をユニットごとに専従で配置することが望ましいと考えていますが、同趣旨を満たせる状況であれば、必ずしも事業所等による個別の判断を否定するものではありません。

いただいたご意見は、今後の運営方針の参考とさせていただきます。引き続き、各事業者がより質の高い介護サービスを提供できるよう行政としてサポートしていきますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

横浜市役所介護事業指導課

TEL:045-671-3466

FAX:045-550-3615